

海外経済要録

国際機関

◇ IMF、スーパー・ゴールド・トランシュに対する報酬率およびSDR金利を引上げ

IMFは7月1日、同日以降四半期間(the calendar quarter)におけるスーパー・ゴールド・トランシュ(注1)に対する報酬率およびSDR金利を、従来の3.5%から3.75%に引上げる旨発表した。

なお、今回、スーパー・ゴールド・トランシュに対する報酬率の算出方法が変更(注2)され、各四半期ごとの報酬率は、米国、西ドイツ、英国、フランスおよび日本における短期市場金利の加重平均値(注3)(当該四半期直前月の15日に終わる6週間における同金利の日々の平均)の5分の3(ただし、その近辺の0.25%刻みに端数調整)とすることとされた。この算出方法は、3年後に見直されることとなっている(6月30日の理事会決定)。

(注1) IMF保有の加盟国通貨が当該国クレータの75%を下回る場合、その下回る額をスーパー・ゴールド・トランシュという。

(注2) 従来は、「毎年7月1日および1月1日以降6ヶ月間につき、当該期間開始直前月の15日に終わる3ヶ月間の上記5か国市場金利の加重平均値が9%を下回る場合5%からその9%を下回る差の5分の3(ただし、その近辺の0.25%刻みに端数調整)を差引いた数値、9~11%については5%、11%を上回る場合は11%を上回る差の5分の3(同上)を5%に加えた数値」と定められていた。

(注3) 各国短期市場金利にかかるウエイトは次のとおり。

	短期市場金利	ウェイト(%)
米 国	TB市場レート(3ヶ月もの)	47
西 ド イ ツ	コールレート(3ヶ月もの)	18
英 国	TB市場レート(3ヶ月もの)	13
フ ラ ン ス	コールレート(3ヶ月もの)	11
日 本	コールレート(無条件もの)	11
		100

◇ CIPEC、銅の生産規制を解除

CIPEC(銅輸出国政府間評議会)は、6月11日、同月30日をもって期限切れとなる15%の銅生産規制措置の継続問題に関して合意に達しえなかつた旨発表、この結果、CIPECによる銅の生産規制は自動的に解除されることとなった。

CIPECは、75年4月以来世界の銅相場維持を目的に生産規制を実施してきたが、昨年末以降銅相場が、①先進工業国の景気回復に伴う需要増大、②アフリカ産銅諸国(ザンビア、ザイール等)周辺の政情悪化による供給不安、③ポンドの急落などから著しく回復してきた(LM

E市場価格、75年12月末~76年6月末+56.5%)ため、今回生産規制を撤廃することになったもの。すでに世界的主要銅生産国の一であるチリは会議直前(5月18日)にフル生産再開をいちはやく表明したが、今後は他のCIPEC加盟国もフル生産再開に踏みきる公算が大きいとみられている。

米州諸国

◇ 米国政府、年次予算改訂見通しを発表

米国政府は7月16日、年初の予算教書(2月号「要録」参照)を見直しした年次予算改訂見通しを発表した。主な内容は次のとおり(下表参照)。

(1) 76年度予算の実績見込み改訂

76会計年度(75年7月~76年6月)予算の実績見込みについては、歳入は2,994億ドルと予想を上回る景気回復に伴う税収増などから、年初予算教書での見込みを上方改訂する一方、歳出は3,691億ドルと次期への繰越し増などから、年初見込みを下方修正した結果、収支じりは696億ドルの赤字と年初見込みに比べ64億ドル程度赤字幅が縮小した(注)。

(注) なお、財務省は7月26日、76年度決算実績を歳入3,000億ドル、歳出3,656億ドル、収支じり656億ドルの赤字と発表している。

(2) 77年度予算案の改訂

77会計年度(76年10月~77年9月)の予算案については、歳入面では3,525億ドルと、主として大統領提案の減税案を議会が可決する見通しが薄れしたことなどから同減税案を織り込んだ予算教書の歳入額(3,513億ドル)を上方に改訂しているが、歳出も4,000億ドルと医療援助の増加見通しなどから大幅に上方修正したため、収支じりで475億ドルの赤字と赤字幅が拡大している。

なお、会計年度変更に伴う過渡期(76年7~9月)予算案については歳入821億ドル(予算教書では819億ド

米国の77年度改訂予算案

(< >内は年初予算教書での計数、単位・億ドル)

	1975年度 実績	1976年 度 実績見込み	1977年 度 予 算
歳 入	2,810	2,994 <2,975>	3,525 <3,513>
歳 出	3,246	3,691 <3,735>	4,000 <3,942>
収 支 じ り	△ 436	△ 696 <△ 760>	△ 475 <△ 430>

米国の中央政府経済見通し

(＜＞内は年初予算教書での見通し)

	実績	見通し	
	1975年	1976年	1977年
名目G N P(億ドル) 前年比(%)	14,989 6.5	16,870<16,840> 12.5 <12.4>	18,900<18,900> 12.0 <12.0>
実質G N P(億ドル) 前年比(%)	11,861 △ 2.0	12,670<12,600> 6.8 <6.2>	13,390<13,320> 5.7 <5.7>
G N Pデフレーター 年平均上昇率(%)	8.8	5.3 <5.9>	6.0 <6.2>
消費者物価 年平均上昇率(%)	9.1	5.7 <6.3>	5.6 <6.0>
失業率(%)	8.5	7.3 <7.7>	6.4 <6.9>

ル)、歳出1,021億ドル(同980億ドル)、收支じり200億ドルの赤字(同161億ドルの赤字)となっている。

(3) 経済見通しの改訂

予算編成の前提となる経済見通しについては、76年中の実質G N P成長率を+6.8%(予算教書では+6.2%)に上方改訂したほか、G N Pデフレーター上昇率を+5.3%(同+5.9%)に下方修正、失業率の見通しも7.3%(同7.7%)に引下げられた。

欧洲およびアフリカ諸国

◇ E C、欧洲理事会を開催

欧洲理事会(Conseil Européen, E C各首脳と外相が出席)は7月12、13日の両日、ブリュッセルにおいて開催され、78年5月ないし6月に実施予定の直接選挙により選出される欧洲議会議員の定数および各国別議席配分の決定問題が討議されたほか、共通経済政策、次期E C委員会(Commission Européenne)委員長選等についても検討された。同会議における合意項目の概要は以下のとおり。

(1) 欧州議会の議員定数および各国別議席配分関係

- イ. 直接選挙方式により選出される欧洲議会議員の定数は、現行(198名)比大幅に増員し410名とする。
- ロ. 各国別議席配分は次のとおりとする(カッコ内は現在の議席配分)。

英 国	81名(36名)
西ドイツ	81〃(36〃)
フランス	81〃(36〃)
イタリア	81〃(36〃)
オランダ	25〃(14〃)

ベルギー

24名(14名)

デンマーク

16〃(10〃)

アイルランド

15〃(10〃)

ルクセンブルグ

6〃(6〃)

計 410〃(198〃)

(2) 共通経済政策関係

イ. 各国首脳は、E C域内における通貨改革に関するオランダ案(注)を検討することを確認した。

(注) 本案は、オランダのダイセンペルフ蔵相により提出されたもので、その骨子は、E C加盟国通貨のうち、E C共同変動相場制に非参加の単独フロート通貨(英ポンド、フランス・フラン、イタリア・リラ等)に対し、目標変動幅(la Zone-objectif)を設定、当該通貨の変動をその範囲内に抑えるというもの。なお、E C蔵相理事会は7月26日、次回の同理事会(10月開催)において本件を討議する旨決定した。

ロ. 各国政府は、引き続き生産的投資を促進するとともに、インフレ抑制に一層努力する。

(3) 次期E C委員会委員長の人選関係

各国首脳は、本年末で任期終了となるオルトリE C委員会委員長の後任として、英国のジェンキンス内相を指名することとした。

◇ 英国政府、英國石油公社の北海油田における石油利権買収を発表

1. 英国政府は7月1日、英國石油公社(以下公社と略称)がブリティッシュ・ペトロリアム社(以下B P社と略称)の北海石油利権を買収する件につき両者間で基本的合意が成立した旨発表した。その主な内容は次のとおり。

(1) 公社は、1977年1月1日以降、B P社の北海油田(フォーティーズおよびニニアント油田)の産出石油の51%までを市場価格で買収する権利(option)を獲得する。

(2) 公社は、1977~78年の2年間に限り、買収した石油をすべてB P社に市場価格で売却す(注)。

(注) 本措置は、B P社が自社の精製、加工過程で要する原油の不足を回避するためのもの。

(3) 公社は、1979~81年の3年間に限り、買収した石油の一部をB P社に売却する(ただし、後者は中東等からの輸入石油を同量程度前者に売却することが必要)(注)。

(注) 本措置は、BP社の精製、加工過程への原油供給を円滑ならしめるためのもの。

(4) 公社は、BP社の精製、販売計画に参加する。

本協定の合意発表に際し、ベン・エネルギー相は「本協定は英國石油公社の強化に大きく貢献することになるとともに、政府の北海油田戦略の里程碑となろう」と評価している。

2. さらに政府は7月14日、英國石油公社がシル油田におけるバーマ・オイル社の石油利権の65%を87百万ポンドで買収することで両者間に合意がみられた旨発表した。

本決定は、すでに75年12月3日に政府がバーマ・オイル社に対し行った買収申入れ(1月号「要録」参照)を具体化したものであり、3月10日のニニアン油田における石油利権の買収(4月号「要録」参照)に続くものである。

◇英國政府、明年度財政支出の削減方針等を発表

1. 英国政府は7月22日、明1977年度の財政支出削減方針等を発表した。その主な内容は次のとおり(今次方針発表のねらい、背景については「国別動向」を参照)。

(1) 財政支出の削減

イ. 明年度の財政支出(ただし国債利子負担、予備費を除く)を、2月発表の中期財政支出白書(3月号「要録」参照)における計画額(約544億ポンド<76年価格基準、以下同じ>)に比し9.52億ポンド削減する。

削減対象は、年金等主要社会保障関係費、一部の雇用・産業補助金および後進国援助を除く全項目で、国有企業の設備投資計画、防衛、住宅、食糧補助金、道路・運輸等における削減が目立つ。

また国債利子負担額は同期間中に0.6億ポンド減少する見込み。

ロ. 歳入面では、増税を回避し、国民保険の雇用主負担を2%ポイント引上げる(本措置による明年度の歳入増9.1億ポンド)。

ハ. 公共部門借り入れ所要額は、上記措置の結果、本年度見通し115億ポンド(予算発表時120億ポンド)から明年度には90億ポンドへ圧縮する(対GDP比率は本年度9%から6%へ低下)。

(2) 産業政策

イ. 国民経済発展審議会(NEDC)において現在進められている産業戦略(注)の線に沿い、國家企業公社(NEB)等を通じて産業への選択的援助を増大する。

(注) 政府は昨75年11月5日、NEDCにおいて、「新産業戦略へ

の接近」と題し英國産業の生産性向上に資する長期計画の策定等を提唱した(50年12月号「要録」参照)。その後、本年7月7日、政府、英國産業連盟(CBI)、労働組合評議会(TUC)の3者は、NEDCにおいて、主要製造業部門の諸問題に関する作業部会(37部会)からの報告をうけ、今後の方針等につき協議し、製造業部門の持続的成長を図るために作業を進める上で同意していた。

ロ. 上記選択的産業政策の観点から、一時的に保護を要する産業に対し、選択的輸入制限措置の一層の拡大(further action)を行うことの必要性につき産業界、労働界と協議を行う。

(3) 金融政策

イ. マネーサプライはインフレを促進しないように抑制する。また、本年度のマネーサプライ(M₃)の増加率は12%程度になるとみられるが、このような伸びは政府のインフレ抑制目標と完全に合致するものである。

ロ. 銀行貸出は、輸出拡大、輸入抑制および製造業の設備投資資金に対し優先的に振向ける必要がある。

2. 英蘭銀行は同日、上記政府方針に応じて、全銀行および割賦販売金融会社に対して通達を発出し、以下の3点を要請した。

- (1) 製造業向け運転・設備資金の供給および輸出拡大、輸入抑制に資する資金の供給を円滑に行うこと。
- (2) 上記目的以外の貸出を向う2年間厳しく抑制すること。
- (3) 特に、個人、不動産業向け貸出および金融取引のための貸出を引き続き抑制すること。

◇英國政府、価格規制(the Price Code)の緩和を発表

1. 英国政府は7月22日、現行価格規制を一部緩和したうえで、8月1日以降向う1年間についても継続実施する旨発表した。同規制の主要改正点は次のとおり。

イ. コスト上昇の価格への転嫁制限およびコスト低下に伴う価格引下げの確保に関するもの。

イ. 本規制のためのコストを算定するにあたって、減価償却につき新たに40%の割増しを見積りうることとする。

ロ. 労働コストの上昇はすべて(従来80%まで)価格に転嫁しうることとする。

ハ. 効率向上、生産増加あるいは輸出のウエイト増大等を背景に生産物単位当たり間接コスト(overhead cost)が低下した場合、価格引下げにその5割(従来は全額)を算定するにとどめうこととする。

(2) 利益マージン抑制および投資促進に関するもの。

イ. 本規制のための利益を算定するにあたって、新たに在庫評価増(stock value increase)の70%までの

控除を認める。

- ロ. 新規設備投資に伴うコスト上昇のうち価格へ転嫁しうる限度を50%(従来は20%)に引き上げる。さらに小売店舗建設についても、新たに(注)前記の価格転嫁を認める(ただし、価格転嫁許容率は35%)。

(注) 従来の対象設備投資はプラント、機械、工場、倉庫等のみ。

(3) 低利潤企業の保護に関するもの。

資本利益率が12.5%(従来10%)以下の企業は12.5%(同10%)まで、あるいは売上高利益率が2.5%(同2%)以下の企業は2.5%(同2%)までの利幅の確保を認めること。

(4) 上記規制についての企業の物価委員会への報告義務等に関するもの。

イ. 物価委員会に対し価格引上げに関する報告義務等を要する企業の規模を引上げる(注)。

(注) 新たな業種別、企業規模(売上高基準)別分類および物価委員会に対する義務は次のとおり。

(最近年度計数)

義務の内容 業種	第2分類*	第3分類
	事前通告あるいは報告義務を有する企業	記録保持義務を有する企業
製造業	売上10.0百万ポンド以上 高が10.0百万ポンド以上	売上2.0百万ポンド以上 高が2.0百万ポンド以上
卸・小売業	" 15.0 "	" 0.5 "
サービス業	" 7.5 "	" 0.5 "
専門サービス業	" 0.75 "	n.a.
建設業	" 7.5 "	" 2.0 "

* 今次改正により第1分類(事前通告が必要)と第2分類(報告が必要)の対象企業が同一になったため第1分類は本表から略されている。

ロ. 76年7月31日価格に比し年間の価格上昇率が2%未満のものについては、物価委員会への事前通告を不要とする。

(5) その他

配当の増加規制(75年7月1日以降10%)はそのまま継続する。

2. 本価格規制の改正は、英国政府が6月30日、『第2次インフレ防止白書(The Attack on Inflation : The Second Year)』および『価格規制の修正に関する提案(Modification to the Price Code : A Consultative Document)』において価格規制改正を打診し、その後、英國産業連盟(CBI)、小売業協会(the Retail Consortium)、労働組合評議会(TUC)との間で協議を重ねたうえでとりまとめられたものである。

本改正は、「企業収益の回復、ひいては投資促進をねらったもの」(ウィリアムズ物価・消費者保護相)であるが、同時に、インフレ抑制も依然大きな政策課題であるところから、先に労働組合評議会(TUC)が正式に承認した第2次賃金抑制策(7月号「要録」参照)の遵守を側

面から支援するため、価格規制そのものはさらに1年間延長実施(注)されることとなったものである。

(注) 価格規制の廃止は3~4%の小売物価上昇をもたらすことになるが、上記改正の小売物価上昇率へのね返りは1%程度にとどまるとしている。

◇西ドイツ、法人税法を改正

西ドイツの法人税法改正案は6月中に議会で可決され(連邦議会6月10日、連邦参議院6月25日)明77年1月1日から改正法として施行されることとなった。本改正は、税制改革委員会が1968年から作業を進めてきたものであり、その基本的ねらいは現行税制における配当の二重課税(会社段階と株主段階)を是正することにある。具体的には二重課税を株主段階で調整する(インピュテーション方式)こととし、株主は会社段階すでに課税された法人税相当額を、自己の所要所得税額(法人の場合は法人税額)から控除できることとなった。これに伴う税収の落込みを補い、また社内留保に対する税率を所得税率の最高限度(56%)と等しくする(注)ため、以下のとおり法人税率の引上げが行われることとなったが、税収全体としてはなお減少するものとみられている。

	現行法人税率 (付加税を含む)	新法人税率
社内留保	52.53%	56%
配当	15.45	36

(注) 適用される税法の相異によってもたらされる企業間の税負担格差を軽減するためにとられた措置とされている。すなわち合名、合資会社等の所得は、その社員に分配されたうえで個々に所得税を課せられるが、個々の社員の所得が一定額(独身者の場合年収約32万マルク)を超えた場合には、現行所得税法の定める。その平均税率は現行法人税法(上記合名・合資会社以外の企業に適用)の社内留保に対する税率(52.53%)を上回ることになる従って今回税率改訂により、こうした所得税の適用される企業と法人税の適用される企業との間の税負担上の不平等が相当程度是正されることとなる。

◇西ドイツ、8%もの連邦債、連邦鉄道債を発行

西ドイツの国債引受けシンジケート団小委員会は7月7日に連邦債(本年第3回目)の発行を、7月27日に連邦鉄道債(本年第2回目)の発行をそれぞれ決定した。両債券の発行要領は以下のとおりであるが、4月以降市況悪化(特に長期債)をみている債券市場の状況にかんがみ、両債券とも前回発行分(連邦債3月、連邦鉄道債1月)に比べて期間が短縮化された(連邦債8→5年、連邦鉄道債7→5年)ほか、連邦債では表面金利も引上げられた(7.5→8%)。このため特に連邦債の消化状況は比較的良好と伝えられた。

(1) 連邦債(カッコ内は前回発行分)

発行額	800百万マルク	(660百万マルク)
表面金利	8%	(7.5%)
期間	5年	(8年)
発行価格(対額面金額比)	99.5%	(99.5%)
応募者利回り	8.13%	(7.59%)

売出し期間 7月12~14日<ただし、上記発行額中100万マルクについては、ブンデスパンクが市場価格操作のために留保する>

(2) 連邦鉄道債(カッコ内は前回発行分)

発行額	700百万マルク	(700百万マルク)
表面金利	8%	(8%)
期間	5年	(7年)
発行価格(対額面金額比)	99.5%	(100%)
応募者利回り	8.13%	(8.00%)

売出し期間 8月2~4日<ただし上記発行額中60百万マルクについては、ドイツ連邦鉄道が全額出資しているドイツ交通信用銀行が直接引受け、さらに40百万マルクについては発行者が市場価格操作のために留保する>

◇フランス、最低賃金を改訂

フランス政府は6月30日、現行時間当り最低賃金(8.08フラン、<本年4月1日以降適用>)を6.2%引上げて8.58フランとし、7月1日から実施する旨決定した。

最低賃金の改訂は、最低賃金法(1970年1月2日発効)の規定に基づき、(1)消費者物価上昇率が前回最低賃金改訂時以来2%以上上昇した場合これにスライドして自動的に引上げられるほか、(2)毎年7月1日に国民所得の状態を考慮して実施されることとなっており、今回の改訂は(1)および(2)に依拠して行われたものである(このうち(1)による引上げ幅は2.4%<今回改訂の基準となった5月の消費者物価指数は164.9と前回改訂時に判明していた消費者物価指数<3月、161.0>比+2.4%の上昇>)。

◇フランス、第7次5か年計画法案を可決

フランス上院は7月2日、下院に続き第7次5か年計画法案を可決した(下院は6月30日可決、同法案の内容、策定の背景等は5月号の「国別動向」および「要録」を参照)。

◇フランス、中小企業の輸出助成措置等を決定

1. フランス貿易省は7月5日、中小企業の輸出助成および海外直接投資の促進を目的とする概要以下のような

諸措置を決定した。なお、今次諸措置は、貿易諮問委員会(le Comité des Hauts Consultants du Commerce Extérieur)(注)の勧告に基づき、関係業界団体の意見を徴したうえで決定されたものである。

(注) 1975年に設立され、政府の諮問等により、フランスの貿易政策に関する調査・勧告を行っている。

(1) 輸出金融および輸出契約保証関係

イ. 従来は、主として大型設備投資財の輸出に適用されてきた固定金利による船積前金融(Préfinancement à taux stabilisé)の適用基準(従来は、契約金額1百万フラン以上、製造期間1年以上の製品を輸出する場合に適用)を緩和し、中小企業製品の輸出にも適用する(注)。

(注) 詳細は不詳ながら、今次改正により従来の適用基準は撤廃された模様。

ロ. 従来は、輸出代金決済までのつなぎ資金金融にのみ認められていた外貨貸付を、輸出業者が海外に保有する製品在庫にかかる金融にも認めるところとする。

ハ. 外貨建価格表示の通信販売を行っている輸出業者に対しても、為替リスクを防ぐため新たに外貨貸付を認める。

ニ. 輸出契約保証組合(société de caution mutuelle)を創設し、輸出契約不履行に伴い生じる損失を補償する。

ホ. フランス貿易保険会社(Compagnie Française d'Assurance pour le Commerce Extérieur 略称 COFACE)の保険金限度額を引上げる。

(2) 海外直接投資関係

商業関連の海外直接投資にかかる投資保険制度の運用基準を次の要領で緩和する。

イ. 保険期間は従来通り15年間とするが、現行の付保限度に関する逓減制(注)は廃止する。

(注) 12年目以降、毎年20%の割合で付保限度額を引下げる制度。

ロ. 付保限度を従来の90%から95%に引上げる。

ハ. 保険料率を大幅に引下げる。

ニ. 次の限度内で投資利益も新たに付保対象とする。

(ア) 投資利益を再投資する場合は、投資元本相当額までを付保限度とする。

(イ) 投資利益を本国に送金する場合は、投資元本の50%相当額までを付保限度とする。

(3) 海外市場調査関係

COFACEが提供している海外市場調査に伴うリスクを対象とする保険を次のとおり強化する。

イ. 当該保険の対象となる海外市場調査活動の範囲を

拡大する。

- ロ. 当該保険の適用対象業種に新たにサービス業と調査機関を加える。
- 2. フランス貿易省では、コミュニケにおいて「今次諸措置は、フランスの輸出業者が、政府の助成措置の不備などから海外の競争相手に対し、競争上不利な立場に追込まれることを防ぐため決定されたものである」と説明している。

◇フランス議会、資本利得税法案を可決

1. フランス上院は7月10日、下院通過（6月23日）後約3週間にわたり審議してきた資本利得税法案（le Projet de loi visant à taxer les plus-values）を可決した。本法は、77年1月1日から発効（ただし動産の売却に係る課税は78年1月1日以降）することとなるが、資本利得税のはか奢侈品の売却に係る特別税の創設をも定めたもので、その概要は以下のとおりである。

〔資本利得税関係〕

(1) 課税対象

貴金属・宝石等奢侈品を除くすべての資産の売却により実現した資本利得から、下記(4)に定める諸控除を差引いた残額。ただし、下記(6)に該当する資産の売却に伴い生じた資本利得は、課税対象から免除される。

(2) 資本利得の計算法

イ. 資本利得とは、資産の売却価格と取得価格の差額から、当該資産の取得および売却に係る費用を差引いた残額とする。

ロ. 贈与された資産については、その取得時点における市場価格をもって取得価格とみなす。

ハ. 取得から売却までの経過年数が2年超10年以下の資産については、実際の取得価格を、取得時から売却時までの消費者物価指数の上昇率に比例増額させたものを査定取得価格とする。

ニ. 別荘の取得または修理のための資金借入れにかかる利子は7千フラン（扶養子弟のある時は1人につき1千フランを加算）を限度として、イ. で求めた残額から差引くことができる。

(3) 課税方法

課税対象となる資本利得については、所得税課税対象所得と一括したうえで、所得税を課する（従って税率は総合所得に課せられるものと同一）。

(4) 控除額等の計算方法

（動産、不動産に適用される規定）

イ. 下記の条件を満たす動産および不動産の売却にかかる資本利得については、当該資本利得からロ.（動

産、不動産とも）およびニ.（不動産）に定める控除額を差引いた残額を課税対象額とする。

（イ）取得後1年以下の動産

（ロ）2年以下の不動産

ロ. 動産および不動産の売却にかかる資本利得については、年間6千フランの基礎控除を認める。

（不動産のみに適用される規定）

ハ. 取得から売却までの期間が2年超10年以下の不動産の売却にかかる資本利得については、ロ. の基礎控除のほか、住居の新築、再建、拡張等にかかる費用の控除を認める。

ニ. 国、地方自治体の土地収用により発生した資本利得については、その売却を行った年に75千フランの控除を認める。

ホ. 取得後10年を超える不動産の売却にかかる資本利得については、以下に定める額を控除することを認める。

（イ）建設用地を除く不動産については、10年を超える所有年数に比例して、年間5%の割合で資本利得を減額する。

（ロ）建設用地については、上記の率は3.33%とする。
（不動産のみに適用される規定）

ヘ. 動産を売却した結果、資本損失が生じた場合は、売却を実施した年またはその後5年の間に適宜稼得する資本利得総額から当該損失を控除できる。ただし資本利得以外の所得税課税対象所得からは控除できない。

(5) 控除額の修正

（ロ）～（ヘ）で定められている各種控除の方法およびその限度額は、年平均消費者物価指数が、本法の発効する年の年平均消費者物価指数比10%以上変化した場合には、議会の承認を得て修正される。

(6) 課税の免除

次に定めるような条件を満たす資産の売却にかかる資本利得は課税対象から免除される。

イ. 年間売却額が下記の限度額を超えない場合。

（イ）動産については20千フラン

（ロ）不動産については30千フラン

ロ. 資産の取得から売却までの期間が次の基準を満たす資産を売却する場合。

（イ）動産 10年超

（ロ）建設用地を除く不動産 20年以上

（ハ）建設用地 30 ヶ

ハ. 家族構成の変化、離婚、破産等の理由により取得後5年以上経過している住居（別荘を除く）を売却し

た場合。

- 二、相続により取得し、かつ400千フランを超えない不動産を売却した場合（上記限度額は3人目の扶養子弟から1人につき100千フランずつ引上げられる）。ホ、農地、森林を売却する場合。

〔奢侈品にかかる特別税関係〕

- (1) 奢侈品（貴金属、宝石、美術骨とう品）の売却については、特別税を課すこととし、税率は以下のとおりとする。

- イ. 貴金属……………売却額の4%
- ロ. 宝石、美術骨とう品……売却額の3%（売却額が20千フランを超える場合にのみ適用、ただし当該資産が公的当局により競売される場合は2%とする）。

- (2) 本税は奢侈品の売却を職業としている者に対しては適用されない。

- (3) (1)のロ、で定めてある課税対象最低額は、年平均消費者物価指数が、本法の発効する年の年平均消費者物価指数に比べ10%以上変化した場合に、議会の承認を得て修正される。

2. 本法案は、かねてジスカール・デスタン大統領が標ぼうしてきた社会的不公正の是正という公約を具体化したものであるが、4月20日の下院提出以来、「資本利得税は所得税の税負担を増すだけ」（共産党）、あるいは「単なるまやかしでしかない」（社会党）とする野党、労組はもとより与党にあっても地主、セカンド・ハウス所有層等に支持層をもつドゴール派の強い反発を招いたため審議は難行した。この結果、もともと「他国の同種の税制に比べ、極めて控えめ」（エクスプレス誌）であった政府案の内容がさらに大幅に緩和される結果となった。

◇フランス、為替管理を一部緩和

1. フランス大蔵省は7月12日、居住者の先物外貨取引に関する規制（1974年1月19日以降実施の分、49年2月号「要録」参照）を一部緩和する旨発表、即日実施した。今次措置の概要は以下のとおり。

- (1) 居住者による先物外貨売渡し予約関係

居住者による先物外貨売渡し予約の解約については、従来は、予約期日における解約（具体的には当該売渡し予約と同額の直物外貨買入れにより行われる）に限り認めていたが、今後は、次のいずれかのケースに該当する場合には、予約期日前でも、当該売渡し予約と同額、同期日の先物外貨買入れ予約により解約することを認める。

- イ. 解約のため行う先物外貨買入れ予約と同額の直物外貨の売却を伴う場合。外国為替公認銀行は、本項

目で該当する解約の受付に際しては、直物外貨の売却が行われることを確認しなければならない（当該直物外貨の売却先が、解約に係る先物外貨買入れの予約締結先と異なる場合は、後者は前者に対し、売却を証明する書類を徵求することとする）。

- ロ. 解約の対象となる先物外貨売渡し予約に係る輸出契約が破棄された場合。ただし、本項目に基づく解約により為替差益が出たときには、解約を申請する者は、輸出契約が破棄されたことを明らかにする書類をフランス銀行（輸出の仕向先が海外県または海外領土である場合は経済協力中央金庫〈Caisse Centrale de Coopération Economique〉）（注）に提出するものとする。

（注）1958年に設立された政府系金融機関。政府補助金、政府および市中借入れにより調達した資金を原資として海外県、海外領土ならびに発展途上国に対する開発資金融資を行う。

(2) 居住者による先物外貨買入れ予約関係

従来、先物外貨の買入れ予約は、輸入代金および付帯経費支払を目的とする場合にのみ認められていたが、今後、輸出に係る付帯経費の支払についても、以下の条件のいずれをも満す場合にはこれを認めることとする。

- イ. 先物外貨の買入れ予約期間が最長3か月の場合。
- ロ. 当該付帯経費が輸出業者の負担となっている場合。
- ハ. 輸出代金の支払が外貨建ての場合は、当該輸出代金決済に伴い受取ることとなる外貨を先物で売渡すこと。

なお先物外貨買入れ予約を行う輸出業者は、輸出契約に係るインボイスと輸出外貨の先物売渡し済み証明書を、外国為替公認銀行に提出すること。

2. 今次措置は、輸出促進策の一環として、中小企業輸出助成措置（7月5日決定、「要録」別項参照）等と軌を一にした趣旨から決定されたものと一般には受けとられている。

◇フランス、公定歩合を引上げ

1. フランス銀行は7月22日、公定歩合を1.5%引上げ（8.0→9.5%）、即日実施する旨決定した。この結果、公定歩合の水準は75年9月4日（1.5%引下げ）前の状態へ戻った。

新レートは次のとおり（カッコ内は旧レート〈75年9月4日以降適用〉）。

基準割引歩合	9.5% (8.0%)
証券担保貸付	10.5~12.0% (10.0~10.5%)

輸出関係手形	
短期手形	9.5%(8.0%)
中期手形	
E C諸国向け	9.5%(8.0%)
その他諸国向け	4.5%(4.5%、据置き)
大蔵省証券買入れ利率(注)	4.0%(4.0%、据置き)
(注) 債還までの残存期間が3ヶ月以内の現物債の買入れ利率。 現物債は主として個人で消化されているため、金融政策上の 意義は薄い。	

2. 今次引上げは、景気回復に伴う企業需資の増嵩や巨額のT B発行等を背景とする傾來の金融引締り傾向に加え、7月初来のフラン売り投機に際しフランス銀行が為替市場に対する介入を活発化させてきたという事情もあって、7月16日以降コール・レート(翌日もの)が急騰し公定歩合を上回るに至ったため両金利間の水準格差を調整することが直接的契機になったとみられている。しかし、同時に、かんばつの影響等を背景に企業の値上げ意欲が急速に高まる等物価上昇圧力が根強い状況下、インフレ抑制をさらに強化するという意図が強く働いたものとの受けとめ方も多い(詳細は「国別動向」参照)。

◇フランス、市中貸出金利を引上げ

1. フランスの有力市中銀行の一つである Crédit du Nord は7月23日、短期貸出基準金利を0.4%引上げる(8.8→9.2%)とともに、一連の貸出金利引上げ(年商200百万フラン以上の一級企業向け金利、商業手形割引歩合9.8→10.2%、当座貸越10.25→10.65%など)を決定、他の市中銀行も直ちにこれに追随した(実施は7月26日)。今次引上げは76年4月(短期貸出基準金利8.6→8.8%、商業手形割引歩合9.6→9.8%)に次ぐものであり、この結果年初来の累計引上げ幅は0.6%となった。
2. 今次引上げは公定歩合の引上げ(8.0→9.5%、7月22日実施)に呼応して決定されたものであるが、引上げ幅を0.4%と小幅にとどめたのは、景気回復テンポを過度に鈍化させることのないよう配慮したため(ル・モンド紙)と一般には受けとめられている(「国別動向」参照)。

◇イタリア、対外支払取引に対する保証金制度の一部適用解除および期間延長を決定

1. イタリア政府は6月14日、5月6日に実施された対外支払取引に対する保証金制度(6月号「要録」参照)を緩和し、一部取引につき同制度の適用を解除する旨決定、15日から実施した。主な適用解除取引は次のとおり。
 - (1) 欧州投資銀行(B E I)および欧州石炭鉄鋼共同体

(CECA)の発行した債券のうち、イタリア市場で上場を認められたものの購入。

- (2) 対外借入金の返済および同借入金の利子支払。
- (3) 年金、預金および法で定められた社会保障給付金等の非居住者に対する支払。
- (4) 海外事務所に勤務するイタリア人への給与送金(ただし他の事務所経費は従来通り適用対象とする)。
- (5) 海外への移住者による1人当たり500万リラ以内の持出し金。
- (6) 法的制限内の国際的郵便振替。
- (7) 外国日刊紙の購入代金支払。
- (8) 海外海運会社・航空会社保有リラ預金への乗船券・航空券収入の貸記。
- (9) 理由のいかんを問わず10万リラまでの支払。

2. さらに同政府は7月21日、8月3日に期限の到来する上記保証金制度を90日間(11月3日まで)延長する旨決定した。

今次延長決定につきイタリア大蔵省は、「本制度は、5月初に導入されて以来国内流動性を圧縮する効果を挙げてきたばかり相場の安定にも著しく貢献してきた。しかしながら、この制度は為替相場安定のための施策として長期的に実施するには問題があり、今後可及的速やかな廃止が必要である。今回の延長措置は、新内閣が長期的な経済再建計画を策定するまでの暫定措置としてとられたものである」とコメントしている。

◇イタリア、新内閣発足

1. イタリアでは6月下旬の総選挙(7月号「要録」参照)後政治の空白期間が続いていたが、7月13日にレオーネ大統領より首班指名を受けたアンドレオッティ前予算・経済計画相は、各主要野党に対する連立内閣編成の呼掛けが不成功に終ったことから、7月29日キリスト教民主(D C)党少数単独内閣を組閣した。

主要閣僚は以下のとおり(すべて新任)。

- | |
|----------------------------------|
| 首 相 ジュリオ・アンドレオッティ(前予算・経済計画相、元首相) |
| 外 相 アルナルド・フォルラーニ(前国防相) |
| 蔵 相 ガエターノ・スマムーチ(前経済相) |
| 予算相 トマソ・モルリーノ(D C 党上院議員) |
| 経済相 フィリポ・パンドルフィ(元経済政務次官) |
| 外国貿易相 リナルド・オッソラ(前イタリア銀行副総裁) |
2. 今次内閣の特徴としては、
 - (1) モロ、ルモール、コロンボ等首相経験のある党内実力者が入閣していないこと、

(2) 史上初の女性閣僚が誕生したこと(チナ・アンセルミ労相)、

(3) イタリア銀行のオッソラ副総裁が議席を持たないまま入閣し「これにより政府・中央銀行間の意思疎通が十分に行われるようになった」(Il Sole 紙等)こと、などが目新しいが反面、全閣僚の殆どは留任ないし横すべりであること、当初アンドレオッティ首相が明らかにしていたテクノクラートの登用もオッソラ氏1人に限られたこと、等から「斬新さも半減(un governo rinnovato per metà)」(Il Sole 紙)と評されている。

3. なお議会における新内閣の信任投票(上院 8月6日、下院 8月11日)に際しては、共産党が前内閣の時の反対姿勢から転じて棄権の形の消極的支持を行ったほか、前回閣外協力の立場から積極的支持を行ってきた社会民主党が消極的支持を表明、さらに社会党および共和党も前回同様消極的支持を明らかにした。

◇イタリア、1977年度予算案を発表

1. イタリア政府は7月29日、1977年度(1~12月)予算案を閣議決定し、発表した。同予算案の概要は以下のとおり。

(1) 岁出規模は45兆5,530億リラ、対76年度当初予算比では+23.5%と76年度予算における伸び率(+26.0%)を幾分下回るところに抑える一方、歳入規模は35兆7,040億リラ、同+34.4%と、76年度予算の増加率(+14.5%)を大幅に上回る増加を見込んでいる。この結果、収支じり赤字は9兆8,490億リラ(76年度当初予算赤字、10兆3,181億リラ)とやや縮小。これに国鉄および郵便電信公社の収支じり赤字を加えた総合収支じり赤字は11兆4,660億リラ(前年度11兆5,156億リラの赤字)となり、さらに国債関係費を含めた総合財政赤字では13兆6,000億リラと76年度実績見込み赤字(13兆8,000億リラ)をわずかながらも下回る見込み。

(2) 岁出の内訳をみると、公共事業関連の資本勘定支出増加率(+31.7%)を76年度のそれ(当初予算ベース+47.3%)に比し著しく抑制した点が特徴的である(経常支出は当然増経費の上昇等から(+24.8%と76年度<+24.9%>並み)。

一方歳入面では、景気の好転見通し、徵税機能の強化方針、等を背景にかなりの増加が見込まれ、また76年度当初予算との比較では、76年3月実施の付加価値税引上げも響き、歳入の大半をなす租税収入の著増(+37.1%)が目立つ。

2. 本予算案に関連しコロンボ蔵相は、「イタリアはかねて、76年度総合財政赤字に関しては、ECが対伊借款

イタリアの1977年度予算案

(単位・億リラ、△印は赤字)

		1976年度 (当初予算)	1977年度	前年度比 増減(△)率
歳 入	租 稅 収 入	234,316	321,300	37.1
	租 稅 外 収 入	25,161	34,950	38.9
	國 債 発 行	5,420	50	△ 99.1
	そ の 他	664	740	11.4
計		265,561	357,040	34.4
歳 出	經 常 支 出	291,104	363,220	24.8
	資 本 勘 定 支 出	61,198	80,570	31.7
	國 債 償 還	16,440	11,740	△ 28.6
	計	368,742	455,530	23.5
財 政 収 支 じ り		△ 103,181	△ 98,490	/
國 鉄、郵 便 電 信 公 社 収 支 じ り		△ 11,975	△ 16,170	/
総 合 収 支 じ り		△ 115,156	△ 114,660	/
(注) 総 合 財 政 赤 字		△ 138,000	△ 136,000	/

(注) 国債関係費用等を含んだもので、76年度については7月時点における本年度実績見込み。

供与を行うに際し設定した13兆8,000億リラ内にとどめるとの条件(4月号「要録」参照)を尊重してきたおり、今次予算編成に当ってもこれを考慮に入れた。この結果同赤字の対GDP比率は、77年度のGDP名目成長率を21%と見込めば、8%強と本年度比約2%低下する旨コメントしている。

◇スイス中央銀行、大口為替取引の報告徴求措置を延長

スイス中央銀行は6月21日、6月末に期限切れとなる大口為替取引の報告徴求措置に関する紳士協定(注)を、本年末まで6か月間期限延長する旨発表した。

(注) 市中銀行(外銀支店を含む)、多国籍企業、一部金融会社との間に、昨75年4月、9か月(昨年末まで)の期限で締結し、その後6か月間期延長されていた(1月号「要録」参照)。

本措置は、関係各機関が、1件5百万ドルを超える大口為替取引(貨物、先物とも)については、取引発生の都度、その金額および取引先の所属国名を書面でスイス中央銀行に報告しなければならないとするもの。

◇スイス中央銀行、対外債務に対する準備預金の追加積立額の一部を返還

スイス中央銀行は7月23日、対外債務に対する最低準備の免除率引下げ実施(7月2日決定、同26日実施、7月号「要録」参照)を前に、同措置に伴う追加所要積立額10億スイス・フランのうち5億スイス・フランについては、実施日以降当分の間、市中各行へ返還する旨発表した。

本決定の背景等につき市中金融筋は、「7月に入って、イス・フランに対する投機的動きの鎮静化、あるいは資本輸出に伴う中央銀行のドル売り等、対外的要因を主因に、市中流動性水準が中央銀行の見通しをやや下回っていることから、予定どおり流動性を吸収した場合、これが金利の上昇を招き、かえって外資の流入を再び促進するおそれがあるため」と受けとめている。

◇オランダ政府、賃金規制を発表

1. オランダ政府は7月中旬、「7月1日以降の6か月間、賃金上昇額を一律、月当り30ギルダーとし、本年中の平均賃金上昇率を9.3%(75年実績同10.2%)に抑制すること」を内容とした本年下半期の賃金規制措置を決定した。なお政府は、所得補てんの観点から被雇用者の健康保険料負担を軽減する(標準労働者<年収26,000ギルダーで妻、子供2人の場合>の場合、月当り11.5ギルダー)ことを併せて発表した。
2. 政府は6月に労・使間の賃金改訂交渉決裂後、取りあえず7月末まで賃金凍結を1か月間延長していた(7月号「要録」参照)が、今回改めて7月1日にそとする形で本年末まで半年間の賃金規制を決定したものである。

本規制の発表に際し、政府は「物価が予想(注)を上回って上昇した場合には、規制内容につき賃金交渉当事者と再度協議する」旨述べている。

(注) 政府の物価上昇率(前年比)予想は、本年末までに8.5%以下。

◇オランダ銀行、公定歩合を引上げ

オランダ銀行は7月30日、基準割引歩合を0.5%引上げて5.5%(約束手形割引歩合および担保貸付利子歩合も各0.5%引上げ6.0%)とし、8月2日から実施する旨発表した。今回引上げは、6月中2度にわたる計1.0%の引上げ(6月、7月号「要録」参照)に続くものであり、6月18日以来約1か月半ぶりである。

本措置に関し、オランダ銀行は「前回の公定歩合引上げ以降も市中金利が上昇を持続(注)していることから、これに追随するとともに、最近のフランス、ベルギーの公定歩合引上げ等海外金利の上昇にもかんがみて決定したもの」と説明している。

(注) コール・レート(翌日もの)の動向:

4月<月中平均>2.98%→5月<同>4.39%→6月25日6.07%。

◇ベルギー、金融面からの外貨流出防止措置を決定

1. ベルギー中央銀行は7月下旬、外国為替市場におけるベルギー・フラン売投機圧力の鎮静と外貨流出防止とをねらいとして、以下のような一連の金融引締め措置を

決定実施した。

- (1) 市中金融機関に対する再割引限度わく(注)の削減…再割引限度わく算定基準レートを従来比0.5%引下げる(4.75→4.25%)。

(注) ベルギーにおける手形再割引限度わくは、各行別に、当該銀行の資本金、準備金、中・長期金融債発行残高、預金残高(要求払および定期性)の合計額(ただしインバーン預け金を控除)に上記算定基準レートを乗じて算出される。今回措置によりわくの総額は504億ベルギー・フランから456億ベルギー・フランへ減少するとされている。

- (2) 公定歩合の引上げ等

1. 各市中銀行に対する再割引限度わくをA、B両わくに二等分する扱いを復活(注)し、中央銀行再割引はAわくの範囲内でのみ行う(23日決定、即日実施)。

[なお、残りのBわくについては再割引保証機関<I. R. G.>においてのみ可能]

(注) 6月15日にA、Bわくはいったん統合され(全額が中央銀行再割引の対象)、一律公定歩合の7%が適用されていた(6月17日実施)。なお、両わくの区別については、統合前と変らず(3月号、4月号「要録」参照)。

ロ. 割引歩合

再割引限度わくのうちAわく適用金利(公定歩合の一つである最低割引歩合)7→8%(23日決定、即日実施)。

[なお、再割引限度わくのうちBわく適用金利(注)は、7→10%(23日に9.5%に引上げ<即日実施>たあと、30日さらに10%に引上げ<即日実施>)】

(注) レートは中央銀行が金融市場の実勢に応じて随時変更できる。

ハ. 債券担保貸付歩合(公定歩合の一環としての貸付歩合)

(1) 貸付限度わく(注1)内の貸付適用金利……7→8%(23日決定、即日実施)。

(2) 貸付限度わく外高率適用金利(注2)…8(注3)→10.5%(23日に9.5%に引上げ<即日実施>たあと、30日さらに10.5%に引上げ<即日実施>)。

(注1) 貸付限度わくは中央銀行が月ごとに設定。

(注2) レートは中央銀行が金融市場の実勢に応じて随時変更できる。

(注3) 5月19日に9→8%に引下げられていた(即日実施)。

(3) 市中金融機関に対し最低公債保有規制を再導入(注)、今後同保有高を以下の水準で凍結するよう通告した(23日設定、即日実施)。

イ. 大蔵省証券(1年以内)……7月12日から22までの平均保有残高。

ロ. 中・長期国債……7月12日現在の保有残高。

(注) 前回の最低公債保有比率規制については4月号、6月号「要録」参照。

2. ベルギー・フラン相場は、今次措置実施後、軟弱基

調を必ずしも改めてはいないがEC共同変動相場制内の最弱通貨からは脱した。

◇スウェーデン議会、資本利得課税制度を導入

スウェーデン議会は6月初、資本利得課税制度法案を可決した。これに伴い資本利得課税制度は、本年4月1日にそとして実施されることになった。その概要は以下のとおり。

- (1) 課税対象金額は、株式の所有期間が2年未満の場合株式の譲渡益の100%、2年以上の場合はその40%とされる(税率は不詳)。
- (2) 納税額算定の際必要な「株式の購入価額」を決定するにあたっては、①1971年4月1日前に購入された株式の場合は、1975年12月30日時点での査定価額の%、または実際に購入した価額のうち納税者が選択する方の価額を「株式の購入価額」とするが、②1971年4月1日以降購入の株式の場合は、実際の購入価額のほか、その売却価額が購入価額の2倍以上に達している場合には原則として売却価額の%を「株式の購入価額」とみなすことができる。

◇スウェーデン、為替変動保険制度を導入

スウェーデンは6月末、輸出業者の為替変動による損失を補償するため、為替変動保険制度を7月1日から導入する旨発表した。その詳細は不詳であるが、①本制度は、輸出信用保証委員会が管掌し、②保険対象は期間2年以上の資本財輸出・長期対外融資等を中心とするもの(差当ってはドル建取引のみを対象)である。

◇スウェーデン、自動車等の価格凍結措置を実施

1. スウェーデン政府は7月28日、自動車および同関連部品に対する価格凍結措置を決定し、即日実施する旨発表した。

- (1) 凍結価格……7月25日時点における自動車および同関連部品の価格水準。
 - (2) 凍結期間……当分の間。
2. 本措置につき同国政府は、「スウェーデンにおける本年上期の新車登録台数は、前年同期比17%増に達しており、このような売行好調を背景に自動車メーカーは本年上期中に平均1割強も値上げを行うなど、望ましくない動きが出ているため今回の措置をとった」と説明している。

◇オーストリア中央銀行、シリングのEC共同フロートへのリンクを一時停止

1. オーストリア中央銀行は7月13日、シリング相場のEC共同フロートへの自主的リンク(注)を一時停止し(即日実施)、従来より一層弹力的な為替政策を実施する旨発表した。同行によれば、今後のシリング相場を決定するに当り、対ドイツ・マルク相場の75年初来の最高値(1ドイツ・マルク=7.0265 シリング)、最安値(1ドイツ・マルク=7.1815 シリング)を参考にする方針であるとしている。

(注) 73年3月のEC共同フロート制発足以来、オーストリア側が一方的にシリングを共同フロートに対しリンクしており、共同フロートに対する変動幅は74年5月以来4.5%(それ以前は2.25%)。

なお、シリングを共同フロートへリンクする場合の具体的方法は次のとおり。まず、共同フロート通貨とスイス・フランの当該日における対米ドル相場の基準時(現在は73年7月3日)に対する増減率を各通貨ごとに算出する。この増減率を上記諸国通貨のウェイト(オーストリアの貿易額で算出)で加重平均していわば加重平均された増減率を算出し、これに基づくシリングの対米ドル相場を乗じて、当該日における対米ドル相場を算出する。オーストリア中央銀行は、現実の相場をこうして導かれたシリングの対米ドル相場に一致させるよう、市場に介入していた。また、それでも上記シリングの対米ドル相場が共同フロートにリンクしない場合は、さらに別途市場操作を行っていた。

2. 本措置の理由につき、オーストリア中央銀行は、「ここ数週間のEC共同フロートの動きがシリングの妥当な実勢レートと合致していないため」とのみ述べているが、現地金融筋の一般的な見方としては、①7月の休暇シーズン入りとともにドイツ人観光客が著増し、今後さらにシリングの対ドイツ・マルク相場の高騰が予想されること、②シリングのフロート・アップにより国内物価の上昇(注)を抑制できる利点があること、等を背景として指摘するものが多い。

(注) オーストリアの消費者物価上昇率はこのところ7%台(6月7.5%)で推移しており、西ドイツ(同4.5%)、スイス(同1.1%)と比べてかなり高い。

◇スペイン、アリアス内閣の成立

1. スペインでは7月7日、アリアス内閣の後を受けてアレス内閣が成立した。新内閣の主要閣僚は別表のとおりであるが、前内閣がリベラル派を中心とした「中道右派」的であったのに対し、新内閣はキリスト教民主主義を標ぼうするテクノクラートを中心とする保守色の強い内閣となった点が特徴的である。

2. なお今次内閣成立までの経緯をみると以下のとおり。

(1) 昨75年12月11日に成立したアリアス内閣は、「スペインの民主化案(注)」(本年1月28日発表)を推進するに当って、首相が左右両派の批判を受け、政治上行詰

ったことから、7月1日辞任に追込まれ、総辞職に至つた。

(注)「スペインの民主化案」の概要は以下のとおり。

- イ. 国会の二院制への改組。
- ロ. 政党、結社(共産党、無政府主義者を除く)の合法化。
- ハ. 言論、集会、デモ規制の緩和。
- ニ. 刑法、テロリスト取締り法の改正。

(2)その後カルロス国王により首相に任命されたスアレス前国民運動担当相は、旧フランコ体制における唯一の合法政党「国民運動」の指導者であったことから、一般にも保守路線への切替えと受けとられていたが、その組閣の過程で前内閣のリベラル派(スペインの段階的民主化推進を主張)閣僚、フラガ前内相、アレイルサ前外相など有力者が脱落し、名実共に保守色を強める結果となった。

スアレス内閣主要閣僚 (カッコ内主な前歴等)

首 相	アドルフォ・スアレス・ゴンサレス (前国民運動担当相)
第一副首相 兼無任所相	フェルナンド・デ・サンチャゴ・イ・ディアス・デ・メンディビル(留任)
第二副首相 兼総理府長官	アルフォンソ・オソリオ・ガルシア (前総理府長官)
外 相	マルセリノ・オレハ・アギレ(前外務次官)
藏 相	エドアルド・ガリレス・ガラヤラガ (元総理府法律顧問)
工 業 相	カルロス・ペレス・デ・ブリシオ・オラリアガ(留任)
商 務 相	ホセ・リヤド・イ・セルナンデス・ウルティア(前商務次官)

◇ポルトガル、新大統領を選出し、新内閣が発足

1. ポルトガルでは6月27日、大統領選挙が実施された。新大統領の選出は、社会、人民民主、社会民主中央の3大政党の支持を受けたエアネス陸軍参謀総長のほか、カルバリョ元国家保安司令官、アゼベド首相、パト共産党政局員の計4名の候補者の中から直接選挙により行われた(投票率75.42% <全有権者数648万人……18歳以上>)。

その結果は別表のとおりで、エアネス候補が6割強の得票率を占めて新大統領に選出された。

2. エアネス大統領は7月16日、マリオ・ソアレス社会党書記長を新首相に指名し、同首相は同月23日新内閣を組閣した。主要閣僚は以下のとおりであるが、19名の閣僚のうちエアネス大統領に近い軍人2名、および無党派3名を除く14名が社会党で占められ、共産党は74年春以

大統領選挙の結果

候補者	得票率 (%)
ラマリヨ・エアネス	61.54
オテロンデ・カルバリョ	16.52
ビニエイロ・デ・アゼベド	14.36
オクタビオ・パト	7.58
計	100.00

来の新体制下にあって今次内閣(7回目)で初めて閣外に去った。また社会党は、去る4月の総選挙において第1党を維持した(5月号「要録」参照)が、議席の半分にも満たないため、ソアレス首相は組閣過程で第2党の人民民主党等の協力をとりつけたとされている。

主要閣僚名 (カッコ内は前歴等)

首 相	マリオ・ソアレス(社会党書記長)
外 相	ジョゼ・メディロス・フェレイラ
計画・経済調整相	アントニオ・ソウザ・ゴメス(無党派、前公共投資局長)
財 政 相	メディナ・カレイラ(前予算次官)

◇ギリシャ、EC加盟を申請

1. ギリシャ政府は7月27日、ブリュッセルで開催されたEC・ギリシャ合同閣僚理事会(外相が出席、ただしギリシャは経済調整計画相が参加)において同国のEC加盟を正式に申請し、対EC加盟交渉を開始した。

2. 今次交渉開始に際し、ファン・デル・ストール(オランダ外相)合同閣僚理事會議長は「ギリシャは加盟を希望する以上、ECの域内協調の伝統に従い、各種共通政策を遵守しなければならない。同国のEC加盟を実現するためには、EC、ギリシャ双方の利益が合致する必要があり、欧洲石炭鉄鋼共同体(Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier、略称 C.E.C.A.)への加盟問題をはじめ、今後解決しなければならない多くの問題が残されている。ただしその解決のための協力は惜しまない」との見解を表明した。一方、ギリシャのパパリゲラス経済調整計画相は、「加盟準備期間を最長5年として、加盟のために必要な手続・措置を速やかに実施していきたい。EC共通農業政策の遵守については、大きな困難はないと考えられるが、欧洲石炭鉄鋼共同体加盟のためには、ギリシャ国内における製鉄業の振興計画を作成しなければなるまい」との見方を明らかにし、両者とも交渉に前向きに取組んでいく姿勢を示している。しかしながら一般には、(1)ギリシャとEC加盟国との間には大きな所得格差(ギリシャの1人当たりGDPはEC加盟9か国平均の約40%)が存在していること、(2)ギリシャは、

ECの農業、地域開発基金等に対し大幅な受取り超過となる可能性が大きく、従ってECの財政負担が増加する公算が大きいこと、(3)ブドウ酒、トマト、オリーブ油等ギリシャの農産物は、フランス、イタリアの同種農産物と競合関係にあること、(4)ギリシャの加盟により、EC域内先進国へ出稼ぎに移動するギリシャ人労働者が著増し、これが社会問題化するおそれがあること等、解決すべき問題が多いため加盟交渉は長期化しようとする向きが少なくない。

◇南アフリカ、公定歩合引上げおよび輸入預託金制度導入を発表

1. 南アフリカ準備銀行は7月21日、公定歩合の0.5%引上げ(8.5→9.0%)を決定、発表した(実施日は22日)。これは昨年8月11日の引上げ(8.0→8.5%)以来11か月ぶりの変更である。
2. 南アフリカ政府は7月21日、輸入預託金制度を一時的に導入し、8月2日から実施する旨発表した。その概要は次のとおり。

(1) 対象品目…石油、資本財(1万ランド<FOB価格>超のもの)および再輸出(注1)を目的とするもの、などを除く全輸入品目(注2)。

(注1) ポツワナ、レソトおよびスワジラント向けは除く。
(注2) 本制度は輸入全体の60%をカバーするとされている。

(2) 預託金額…輸入額(FOB価格)の20%

(3) 預託期間…輸入品到着時から6か月間

(4) 預託金利…無利子

3. 上記諸措置は、景気の過熱からインフレが高進しており、加えて金相場の下落、外資流入の減少等から国際収支の赤字が続き、外貨準備高も減少している等の状況にかんがみ採用されたものである。当局は本年に入りて2月にも、インフレ、国際収支対策を打出しており(3月号「要録」参照)、今回の諸措置は「これまでの政策の延長線上にある」(準備銀行総裁)とされている。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、第4次5か年計画を発表

韓国政府は6月、明年1月から始まる第4次経済発展5か年計画(77~81年)の概要を発表した。

韓国 の 実 質 経 済 成 長 率

(75年価格、単位・10億ウォン)

	1975年 実績	構成比	1981年 目標	構成比	1977~81年 年平均成長率
G N P	9,052	% 100.0	15,042	% 100.0	(9.0)
農林水産	2,325	25.7	2,942	19.6	(4.0)
鉱工業	2,639	29.2	5,643	37.5	(13.6)
製造業	2,536	28.0	5,460	36.3	(13.8)
重化学工業	1,084	12.0	2,809	18.7	(18.1)
(機械・電子・造船)	334	3.7	1,153	7.7	(24.6)
社会間接資本・その他	4,088	45.2	6,457	42.9	(8.1)
輸出(億ドル)		49.8		130.0	(16.0)
輸入(%)		65.8		124.2	(12.0)
収支じり(%)		△ 16.0		5.8	—
G N P デフレーター (増加率・%)		24.4		7.0	(7.6)

本計画では、経済自立化を目指し重化学工業化の推進と輸出増強を軸に年平均9%の実質成長を達成、計画最終年の1人当たりG N Pを1,284ドル(75年実績530ドル)に引き上げることを目標にしている。部門別生産計画等次のとおり。

(1) 部門別生産

鉱工業生産(年平均成長率+13.8%)…重化学工業の拡充に重点をおき、従来に引き続き鉄鋼、石油化学など資本集約産業の育成に注力するほか、雇用効果が大きく、かつ輸出貢献度の高い、機械、造船、電子の各産業を新たに「3大戦略育成産業」に選定し、その国産化率引上げを図る(これにより重工業部門の生産は年平均18.1%の伸びを達成)。

農林水産部門…年平均4%増と従来実績(71~76年実績見込み4.6%増)に比し若干低めの伸びを見込む。

(2) 貿易

輸出産業への支援強化により、輸出拡大を図る(年平均実質増加率+16.0%)一方、輸入は基礎資材を除き極力抑制(同+12.0%)、これまで大幅赤字を続けてきた貿易収支を79年には黒字(500万ドル)に転換させる計画。

(3) 資金調達

上記目標達成のため、総額16兆7千億ウォン(対G N P比率26.2%)もの巨額の投資を予定し、その88%を国内資金により(72~76年同62.7%)、残りを海外からの借款・投資によりそれぞれ賄う計画。

◇韓国、公定歩合の一部引上げ

韓国銀行は、最近における輸出の拡大持続、政府の产

麦買上げ代金散布等によるマネーサプライ急増に対処して、7月1日、並手形担保貸出金利を従来の14%から19%に引き上げた(商手再割金利、輸出手形等その他の手形担保貸出金利はいずれも据置き)。

◇韓国、輸出入銀行を設立

韓国政府は7月1日、韓国輸出入銀行を設立した。同国では、69年7月、輸出入銀行法が制定され、これに基づき韓国外換銀行が輸出入銀行業務を代行してきたが、近年における中長期延払輸出の増大、海外建設請負工事活動の活発化等に伴う業容拡大に対応するため今次設立に踏切ったもの。同行の概要は次のとおり。

- (1) 資本金…授權資本1,500億ウォン、払込資本500億ウォン(出資比率、韓国外換銀行60%、韓国銀行40%)
- (2) 主要業務…中長期貿易信用の供与、海外事業投資に対する支援等。なお、現在大韓再保険公社が代行している輸出保険業務についても、輸出保険法の改正をまって同行に移管される予定。
- (3) 資金財源…資本金のほか、76年分として政府貸付金56億ウォン、国民投資基金からの繰入れ金130億ウォン、外換銀行からの借入金200億ウォンの計386億ウォンを予定。
- (4) 融資計画…76年末までに延払輸出に623億ウォン、海外建設工事に100億ウォン、海外投資に40億ウォンなど総額803億ウォンの融資実行を計画。

◇韓国、企業の株式公開を推進

韓国政府は7月、企業経営の近代化と資本市場の発展・強化を図るため、102社の株式公開対象企業を選定、77年6月までにこれら企業の株式公開を完了させる旨発表した。

韓国では72年12月、「企業公開促進法(注1)」を制定、さらに74年5月には「大統領特別指示」を発布し、これに基づいて株式公開のための基盤作りが進められてきた。この結果企業の自主的公開が徐々に進展した(74年5月～75年6月中48社が公開実施)ものの、重化学工業を中心に大企業の株式公開が低調であったことから、昨年10月(注2)に引き続き政府主導により公開を促進することにしたものである。公開対象企業の選定基準、公開企業に対する優遇措置は次のとおり。

- (1) 選定基準…法人税法、企業公開促進法の要件を満たす企業(801社)のうち、資本金5億ウォン以上で、かつ自己資本利益率15%以上のもの。
- (2) 株式公開企業に対する優遇措置…法人税の軽減(注3)、金融機関による信用保証わくの拡大等経済上

の恩典のほか、商法の適用要件緩和等制度上の恩典も付与。

(注1) 企業の株式公開を促進し、企業の資本調達の円滑化と財務内容の改善に資することを目的に制定。株式を公開すべき企業の基準とその公開手続き、公明法人に対する恩典と違反企業に対する罰則等を規定している。

(注2) 第1次分として102社を選定、このうち本年6月末現在、65社が公開を完了(公開企業は合計249社)。

(注3) 一般法人に対する税率20%(年間所得額1百万ウォン未満)～40%(同5百万ウォン以上)に対し、同16%～27%。

◇韓国、1976年第1四半期の国民総生産を発表

韓国銀行が7月中旬発表したところによれば、韓国の1976年第1四半期(1～3月)の実質GDP(暫定)は、前年同期比+15.9%(75年+7.4%)と極めて高い伸びを示した。これは、輸出の増大や個人消費の持直しを映じて鉱工業生産(同+27.0%)が高伸をみたほか、農林水産部門(同+14.2%)も漁業を中心に好伸、さらにその他の部門も電力、運輸等を主体にまざまざの伸びを示したことによるものである。

なお政府は、こうした状況をながめて7月下旬、本年の実質成長見通しを+11%(当初+7～8%)に上方修正した。

韓国 の 実 質 成 長 率

(前年または前年同期比増減(−)率・%)

		1974 年	1975 年	1976年 第1 四半期
G	總 農 林 水 產 業	8.6	7.4	15.9
N	鉱 工 業	5.6	6.2	14.2
P	うち 製 造 業	17.0	11.8	27.0
	建設業および社会間接資本	17.5	11.8	27.9
	そ の 他	5.4	10.6	5.1
G	個 人 消 費 支 出	4.6	2.6	9.4
N	政府の財貨・サービス経常購入	5.4	5.3	7.9
E	總 投 資	15.0	11.1	9.5
	うち 国 内 総 固 定 資 本 形 成	19.5	-1.7	-43.9
	財 貨・サ ー ビ ス の 輸 出	10.2	8.7	8.0
	(控除) 財 貨・サ ー ビ ス の 輸 入	-2.3	15.0	54.5
		3.4	-0.4	10.8

(注) 1970年不变価格による。

◇タイ、1977年度予算案を発表

タイ政府は7月6日、1977年度(76年10月～77年9月)予算案を発表した。本予算案の規模は、景況不振を映じて税収の伸びが期待できないことから、前年度当初予算比+9.6%と前年度(+30.5%)とは様変りに緊縮型となっているが、こうした中で国防、社会厚生、農村開発等に

タイの1977年度予算案

(単位・百万バーツ)

		1976年度	前年 度比	1977年度	前年 度比
歳 入	租税収入等	48,675	26.4	50,370	3.5
歳 出	経済開発費	16,573	61.9	14,356	- 13.4
	教育費	12,903	28.9	14,700	13.9
	社会厚生費	6,571	25.1	8,037	22.3
	国防費	10,458	26.8	13,120	25.5
	治安維持費	3,355	17.8	3,984	18.7
	一般行政費	2,185	14.6	3,845	76.0
	借入金返済	7,639	19.6	6,388	- 16.4
	その他の	2,966	- 4.1	4,260	43.6
	計	62,650	30.5	68,690	9.6
収支じり		△13,975	-	△18,320	-

重点を置いているのが特徴。本予算案の概要は次のとおり。

- (1) 歳入は、大宗を占める法人・所得税等の著しい伸び悩みを主因に総額約504億バーツと前年度比3.5%増にとどまっている。
- (2) 一方、歳出は、国防費が米軍の撤退に対処して、また社会厚生費が地方医療対策の充実を目指してそれぞれ前年度並みの伸びとなっているものの、最も大きなウエイトを占める経済開発費が、農村開発関係支出(注)を除き前年度を大幅に下回っていることから、総額では約687億バーツと前年度比9.6%増に抑えられている。

(注) 政府は、本年度中に1,600ヘクタールの農地を大地主から買上げ、これを5万戸の小作農に譲渡することを目的に、農林省への予算配分を前年度比21.9%増としている。

- (3) この結果、収支じりは前年度を大幅に上回る赤字(約183億バーツ)となり、中央銀行、国立貯蓄銀行、商業銀行等からの借り入れが予定されている。

◇マレーシア、第3次5か年計画を発表

マレーシア政府は、7月9日、第3次5か年計画(1976~80年)を発表した。同計画は、①国内の共産ゲリラ対策と②ブミプトラ(マレー人優先)政策の2点を最重点施策とする一方、実質経済成長率(年率)の目標を前回計画期間中の実績(7.4%)を上回る8.5%に置き、このため、総予算規模を約186億マレーシア・ドルと前回計画の約2倍に設定しているのが特色。その概要は次のとおり。

1. 共産ゲリラ対策

特に地方の低所得地域(サバ、サラワク等)で共産ゲリ

ラ活動が活発化している現状から、これを抑圧するため治安維持費を大幅に増大する一方、同地域に対する社会福祉や経済開発支出を重点的に行うことによって民生安定を図る。

2. ブミプトラ政策

- (1) 雇用面では、現在所得水準の低い伝統的農業部門(小規模ゴム農園、米の一期作等)に偏っているマレー人を鉱・工業、建設、近代的農業(大規模ゴム農園、米の2期作等)およびサービス部門など幅広い分野に進出しうるよう雇用機会の増大に努める。
- (2) 生産的な資産や富の面でマレー人比率を高める(例えば、1990年までに株式発行総額の少なくとも30%はマレー人が保有することを目標)。

なお、上記計画を実行する資金的裏付けとして同国では、サバ州油田からの利権料収入増大等に期待をかけているものの、資金調達の大部分は、最終的には外国からの投資ないし援助に依存せざるをえないものとみられている。

マレーシアの第3次5か年計画予算

(構成比)(第2次計画比)		
経済開発	126.7億マレーシア・ドル	(68.3%) (78.4%)
社会福祉	30.9	(16.6) (129.4)
治安維持	22.0	(11.9) (114.8)
行政	6.0	(3.2) (71.4)
合 計	185.6	(100.0) (88.9)

◇シンガポール国家賃金評議会、7%の賃上げガイドラインを勧告

シンガポール国家賃金評議会(注)(National Wage Council)は、6月18日、本年度(76年7月~77年6月)の賃金上昇率の限度を定昇込みで7%(前年度は定昇分を除いて6%、定昇分を含めた賃上げ率実績は平均10~14%)とする旨のきびしい賃上げ抑制勧告を発表し、同26日政府はこれを了承した。同勧告の概要は次のとおり。

- (1) 72年のNWCによる賃上げ勧告が開始されて以来、官民両部門ともこの勧告賃上げ率に定期昇給分を上乗せして賃上げを行ってきたが、今後NWC勧告率は定期昇給分を含めたものとする。
- (2) 本年度の賃金上昇率は7%を限度とする。
- (3) 輸出指向型産業でかつ労働集約度の高い業種(特に周辺諸国と労働コスト上きびしい競争に直面している企業)に関しては、必ずしもNWC勧告どおり賃上げを実施する必要はない。

同国では75年のGDP実質成長率が4.1%と64年以来

の最低を記録し、今後とも低成長時代が続くものと予想されている一方、国内インフレの鎮静化(75年中消費者物価上昇率3%)といった国内経済情勢を背景として、(イ)シンガポール企業の国際競争力の維持、発展を図るとともに、(ロ)新規外国投資意欲の減退を防ぐという見地から、今回の厳しい勧告がなされたものとみられる。

(注) シンガポールの賃上げ決定は、72年以降労働者、雇用者、政府の代表で構成する国家賃金評議会が当該年度の賃上げ率を勧告、政府がこれを承認し、このガイドラインに沿って個別に交渉する方式がとられている。

◇インド、株式の配当制限を撤廃

インド政府は7月3日、インフレ対策の一環として74年7月から実施してきた株式配当に対する制限(企業の配当支払限度を税引き後利益の3分の1または額面の12%のいずれか低い方とする)を7月6日以降撤廃する旨発表した。

同国の物価は昨年後半以降鎮静化が目立っており(消費者物価、前年同期比7~9月0%、10~12月-5.6%)、同国政府はこれを背景に昨年7月以来景気てこ入れに注力してきたが、今回の措置は、これまでの配当制限により低迷している株式市場の活発化を図り、民間部門の資本形成促進をねらったものとみられる。

◇バングラデシュ、本年度貿易政策を発表

バングラデシュ政府は、6月30日および7月1日、76年度(76年7月~77年6月)の貿易政策を発表、原材料や部品等の輸入促進などにより工業生産拡大を図る旨明らかにした。その概要は以下のとおり。

1. 輸入政策

- (1) 本年7~12月の輸入割当外貨は総額46.4億タカ(本年1~6月比+25.4%)とする(うち保有外貨20.2億タカ、外国援助21.6億タカ)。
- (2) 国営、民間をとわず主要産業に対して、生産能力の完全利用を図るために原材料および部品については輸入申請をすべて認めるほか、一部の輸出産業については新規設備機械の輸入を認める。
- (3) 従来輸入が認められていなかったカセット・レコーダー、アイロン等9品目については、在外バングラデシュ人保有外貨引当てによる輸入に限りこれを認める。他方、従来輸入が認められていたソケット、電池など6品目については国内産業保護のため輸入を停止する。
- (4) 同国貿易公社(TCB)による輸入業務を現在の半分程度民間部門輸入業者に委譲し、その取扱いシェアを拡大させる。

2. 輸出政策

- (1) 76年度の輸出額はジュートおよび同製品を中心にして56.4億タカ(前年度実績比+1.8%)を目標とする。
- (2) 輸出振興を図るため、世界的主要10都市に輸出センターを設置する。また、輸出銀行新設および輸出振興局の改組を検討する。
- (3) 輸出業者に対してインセンティブを与えるため、現在実施中の輸出免税措置を継続するほか、特別低利融資制度を導入する。

◇パキスタン、76年度の輸入政策を発表

パキスタン政府は6月30日、76年度(76年7月~77年6月)の輸入政策を発表、72年以来進めてきた自由化政策をさらに進めることを明らかにした。措置の概要等は次のとおり。

1. 措置の概要

- (1) 工業生産の増強と消費物資の供給不足解消を図るために、輸入自由化品目に化繊原料、乾電池、空調機、冷蔵庫など新たに18品目を加え合計407品目とする。他方、輸入制限品目(ローン、クレジットまたはバーターに基づき特定国からのみ輸入できる品目)を29品目から18品目に削減する。
- (2) 現金ライセンスに基づく信用状開設の期間を現行の30日から45日に延長する(クレジットとバーターに基づく場合は従来どおり60日とする)。
- (3) 機械や工業設備の近代化および更新のための輸入については、その金額限度を現金ライセンスの場合は75万ルピーから150万ルピーに、バーターおよびクレジットの場合は150万ルピーから200万ルピーにそれぞれ引き上げる。
- (4) 農業生産振興のため、トラクター、肥料および殺虫剤の輸入を十分確保する。

2. 背景

同国政府は、貿易収支の大幅赤字(75年△6.2億ドル、76年1~3月△2.5ドル)にもかかわらず、こうした輸入緩和策をとったことについて、原材料や機械等の輸入促進により農・工業の生産増強を図るとともに、物価の安定と輸出拡大をねらったものとしている。

◇イスラエル、平価切下げ等を実施

イスラエル政府は7月18日、貿易収支悪化と国内インフレに対処するため平価切下げと為替レート決定方式の変更を決定、翌日から実施した。同措置の概要等は次のとおり。

1. 措置の概要

(1) 平価を1米ドル当り7.97イスラエル・ポンドから8.12イスラエル・ポンドに切下げる(切下げ率はIMF方式で1.85%、欧州方式で1.88%)。

(2) 同国通貨の為替レート決定方式を対米ドル・リンク制から主要貿易相手国(米国、英国、西ドイツ、フランス、オランダ)通貨価値の加重平均にリンクする方式(注)(いわゆる通貨バスケット方式)に移行する。

(注) 5か国通貨のウエイトは、現在の地域別輸出構造を基準に米ドル35%、英ポンド23%、ドイツ・マルク20%、フランス・フラン14%、オランダ・ギルダー8%となっている。

(3) 為替問題閣僚委員会(昨年6月発足、構成メンバーは大蔵、通産、法務の各大臣と中央銀行総裁)の平価切下げ決定権限をこれまでの30日ごとに2%以内から4ヶ月ごとに8%以内(いずれも欧州方式)に変更する。

2. 背景

同国では、貿易収支の大幅赤字(75年約41億ドル)に対処して、1昨年11月以降10回にわたり平価切下げを実施してきた(通算切下げ率48.3%)が、期待したような効果があがっていないため今回さらに平価切下げを実施し、これと同時に、従来米ドル相場の高騰を背景に平価切下げ効果を薄める原因となっていた同国通貨の対米ドル直接リンク制を廃止し、通貨バスケット方式に移行したもの。一方、昨年6月以降のひんぱんな平価切下げ(特に本年に入って毎月)がかえって外国為替市場における激しい投機を招き、これが国内インフレを高進する(本年4月末の消費者物価上昇率、前年同期比+28.1%)一因ともなってきたことから、今回切下げ実施間隔を延長したものとみられている。

◇豪州、羊毛買支え価格を引上げ

豪州政府は7月6日、豪州羊毛公社(AWC)による76年度(76年7月~77年6月)の羊毛買支え価格を平均(6品種加重平均)約14%引上げる旨発表した。種類別の羊毛買支え価格は次のとおり。

種類	旧	新	引上げ率
(梳毛原料)			
19ミクロン	280豪セント/kg	291豪セント/kg	4%
20 "	265	284	7
21 "	250	275	10
22 "	239	265	11
23 "	227	256	13
24 "	215	244	14
25 "	200	228	14
27 "	187	215	15
30 "	157	181	15

(紡毛原料)

メリノ種	115	150	30
雜種	93	124	33

今回の措置は、最近の羊毛消費国の需要増加傾向を背景に、同国の羊毛生産者の所得安定化を目的としてとられたものとされているが、消費国の需要が強い種類ほど買支え価格引上げ幅を大きくしているのが特徴。

共産圏諸国

◇第30回コメコン総会の開催

第30回コメコン総会は、7月7日から同9日まで東ベルリンで開催された。本総会においては以下のよう方針が決定され、コメコン加盟国は今後これに基づいて「経済統合計画」(71年7月採択)の推進に一段と努力することになった。合意をみた主要事項は次のとおり。

- (1) エネルギー・原料部門の協力計画は、関係国の投資集中による効率化、各種燃料の新規開発、エネルギー・資材多消費部門の合理化、などを中心に実施する。
- (2) 機械生産協力については、先端機械設備・技術の開発、高品質製品の専門化と協同化に一段と注力する。
- (3) 主要食料品の生産協力計画の実施にあたっては、農業基盤の整備と生産集約化のための一連の措置を講ずる。
- (4) 消費財の増産計画は、各国の専門化、協同化の促進、原料供給面の改善を主眼に推進する。
- (5) コメコン域内貿易価格は、相互に利益となる方法で決定し、対外貿易、通貨・金融関係の一層の改善を図る。
- (6) コメコン・イラク協力協定(75年7月調印)ならびにコメコン・メキシコ協力協定(75年8月調印)を承認する。

◇ソ連、76年上半年の鉱工業生産実績を発表

ソ連中央統計局は7月24日、76年上半年の鉱工業生産実績を発表した。これによれば同国の本年1~6月の鉱工業生産高は前年同期比+5%と計画(前年比+4.3%)を若干上回ったものの、前年同期の伸び(同7.7%)に比較して大幅鈍化を示した。これは、同部門向け投資が農業関連投資の増大のしわ寄せを受けて伸び悩みを示していること、昨年の農業減産と共に続く本年春収穫穀物の不振により原料調達面にネックが生じていること等によるものとみられている。部門別には生産財(前年同期比+6%)、消費財(同+3%)とも前年の伸びを下回っており、特に食肉(同一-18%)、植物性油(同一-24%)、

ソ連の主要品目の生産実績

品目	単位	1976年 上期	1975年 同期	
			前年同期 比増減 (+/-)	%
電力	億KWH	5,530	8	6
石油	百万トン	255	6	7
天然ガス	億m ³	1,580	12	11
石炭	百万トン	356	2	2
粗鋼	タ	73	4	4
钢管	タ	8.4	8	6
無機肥料	タ	46	5	13
セメント	タ	62	3	1
合成樹脂	タ	1.5	7	12
化學繊維	千トン	502	8	6
工作機械	百万ルーブル	718	10	10
電子計算機	タ	1,000	22	36
化學設備・部品	タ	307	8	10
自動車	千台	615	3	10
トラクター	タ	280	2	4
綿織物	百万m ²	3,409	2	1
食肉	百万トン	3.6	- 18	8
酪農製品	タ	11.9	- 4	6
植物性油	タ	1.3	- 24	- 4
テレビ	百万台	3.6	3	8
家具	百万ルーブル	2,100	5	8

酪農製品(同一4%)等の大幅減産が目だっている。

なお、上期中の労働生産性上昇率は前年同期比3.5%(75年5.9%)にとどまった。

◇ハンガリー、食肉等の販売価格引上げを実施

ハンガリー政府は7月4日、食肉等一部食料品の販売価格の引上げを決定、翌5日から実施した。主要品目の引上げ幅は豚肉41%、牛肉40%、魚30%、かん詰・保存肉24%、鶏肉20%等で、平均引上げ率は33%といわれている。なお政府は、今次価格引上げの国民生活に対する影響緩和のため、全労働者、老齢年金受給者に対して毎月一律60フォリント(平均給与の2.5%)の手当を支給することを併せ決定した。

同国では、食料品等基礎物質の販売価格が66年以降据置かれていた一方、政府買上げ価格は人件費、原材料・飼料価格の上昇に対応して引上げられ、この結果同国財政は大きく圧迫されるに至った(国家予算に占める価格補助金の比率、71年27%、75年36%)。このため政府は74年3月以降、価格体系の全面的改訂に着手、国民生活へのインパクトを軽減するため段階的に価格引上げを実施してきた。

今回の措置はかかる方針に基づき実施されたもので、

砂糖、銅料(75年11月)、石油、ガス、電気、石炭、コークス等(76年1月)の各販売価格引上げ等に続く第4回目の措置である。

◇ハンガリー、対英ポンド・レート等を変更

ハンガリー国立銀行は7月8日、同国通貨フォリントの英ポンドおよびスイス・フランに対する為替レートを変更した。今回の措置は、最近の英國ポンドの下落およびスイス・フランの堅調をながめて実施されたもので、その他通貨に対する為替レートは据置かれた。両通貨に対する新商業レートおよび変更率(IMF方式)は次のとおり。

1英ポンド当り 77.15 フォリント(切上げ率 4.86%)
1スイス・フラン 15.9160 (切下げ率 1.73")

◇ルーマニア、新5か年計画を決定

ルーマニアの第6次5か年計画(76~80年)案は7月初、臨時国民議会で承認された。同国経済は前5か年計画期中、積極的な工業化投資と対西側輸入の実行により、年平均成長率11.3%とコメコン諸国中最も高い成長を達成した。新5か年計画においては、前計画期後半における対西側先進国貿易赤字の急拡大とこれに伴う対外債務の累増、大洪水の発生、原燃料自給率の低下等の問題発生もあり、成長目標を若干引下げたものの、引き続き経済自立化のため前計画の高度成長路線を踏襲している。新計画の概要は次のとおり。

(1) 生産国民所得は、年平均+10.0~11.0%と前計画および同実績を下回るもの、引き続き高い伸びを設定。同目標達成のため、期中約1兆レイ(前期実績比+83.4%)の投資を計画、生産設備の新設に重点投入する方針。

ルーマニアの主要経済指標

(単位: 年率・%)

	1966 ~70 年 実績	1971~75 年 計 画	1976~80 年 計 画	
			同 実 績	年 計 画
生産国民所得	7.6	11.0~12.0	11.3	10.0~11.0
鉱工業総生産	11.9	11.0~12.0	13.1	10.1~11.2
農業タ*	4.2	6.3~8.3	4.6	5.1~7.6
投資総額*	9.1**	10.5**11.0		12.9
工業労働生産性	7.3	7.3	6.5	8.4~9.0
1人当たり実質所得	5.5	7.0~7.9	7.9	3.4~4.1
小売売上高	7.4	7.0~8.0	8.2	7.7~8.1
貿易	11.8*10.0~11.5*	15.6*13.7~15.0		

(注) *印は前5か年実績平均値に対する伸びの年率値。

**印は国家投資。

- (2) 鉱工業生産は、同 +10.1～11.2%を計画し、増産分の80%を新規工場(2,700以上)の建設により確保する計画。部門別には機械工業(同+16.5%)、化学工業(同+12.6%)、鉄鋼業(同+12.3%)、エレクトロニクス部門等を優先する一方、食品工業(同+9.2%)や軽工業(同+8.7%)の伸びを相対的に低く設定している。なおエネルギー部門については、石炭(同+14.1%)、電力(同+7.6%)等の増産を目指す反面、石油については資源温存の見地から、増産テンポを引下げている(同+1%、71～75年実績同+1.8%)。
- (3) 農業生産は、同 +5.1～7.6%とやや高めの目標を設定、特に畜産振興と穀物増産(75年実績 15.2百万トン→80年計画20～22百万トン)を重視。
- (4) 実質賃金の上昇率は、投資資金の確保および消費抑制の見地から同 3.4～4.1%と前期実績(同7.9%)に比し大幅に引下げられている。
- (5) 貿易については、前期実績比+90～101%(前期実績同+106%)と高い伸びを計画。引き続き西側資本財・技術の大量輸入を行うとともに、貿易収支改善のため機械、農産物等の輸出拡大に注力する方針。